

## 甲斐市議会 総務常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年9月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	金丸幸司君		小澤重則君
	松井豊君		

### 欠席委員（1名）

赤澤厚君

### 傍聴議員（2名）

議長	秋山照雄君		滝川美幸君
----	-------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	丸山英資君	総務部長	小林一三君
財政部長	宮本裕君	防災危機管理監	酒井厚志君
教育部長	大畷正之君	政策戦略課長	田中貴則君
人事課長	小宮山厚君	アセットマネジメント推進課長	森澤篤史君
財政課長	伊藤敦君	税務課長	山田郁子君
防災危機管理課長	高橋正樹君	生涯学習文化課長	大柴宏之君
政策推進係長	杉田博一君	人事係長	宮川佳子君
給与係長	伊藤仁美君	契約係長	松井崇君
財政係長	徳井雄一君	資産税係長	山本陽一君

防災減災係長 古田 悟大 君 消防防犯係長 石橋 聡 君  
生涯学習係長 内藤 京子 君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中澤 一昭 書記 小林 久美  
書記 圓谷 孝宏

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件

議案第63号 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件

議案第48号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

議案第49号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

##### 2 補正予算等審査

議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第66号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

##### 3 その他

開会 午前 9時28分

○書記（小林久美君） 連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めましておはようございます。

ご参集、大変ご苦勞さまでございます。

昨日の山日のほうに牧之原市へ職員を派遣したということで、非常にスピーディーな対応ということで、ここ久しく本市の記事もあまり載っていなかったんですけども、ああいう形で記事に載ってよかったかなというふうに思っています。

一方では、今日の山日の選挙人登録名簿の中で、全県的に減少する中で本市においては159人、それから甲州市では160人ということで、県内でも大幅な選挙人登録の減少ということで、今後このことについてはどこの自治体も取り組んでいかなきゃならない問題だと思いますけれども、我々としても注視しながら進めていければいいかなというふうに思っています。

また、それとか、南アルプスは2名の増加ということで、現状維持よりもプラス方向であるということがひとつまた我々も人口減少問題に関してはしっかり取り組んでいく必要があるかなというふうなことを感じました。

本日は6本の案件がありますので、議員各位の慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

なお、赤澤委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

なお、本日の委員会は傍聴を許可していますので、ご承知おきください。

---

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行い

ます。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、タブレットに保存してあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。当局より説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） おはようございます。

税務課から条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案の18ページをお願いいたします。

議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件でございます。

条例案は18ページから21ページまでとなります。

初めに、提案理由について説明いたします。

21ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、また令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

次に、改正の内容につきまして、議会資料により説明させていただきます。

議会資料18ページをお願いいたします。

初めに、1、公示送達に係る規定の改正であります。

この改正は、令和5年度税制改正において、公示送達制度の見直しが行われ、公示送達について市の掲示板に掲示して行う方法に加え、市のウェブサイト等に公示すべき内容を表示する方法が規定されました。この規定は、法律が公布された令和5年3月31日から起算して3年3月を超えない範囲内で施行されることになっているため、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正箇所は、第18条及び第18条の3であります。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

であります。

次に、2、特定親族特別控除の創設に伴う改正であります。

個人住民税の所得割を納める人が19歳以上23歳未満の大学生年代の子などの特定扶養親族を有する場合については、現行で親族1人につき45万円の控除があります。今回、新たな控除が創設され、大学生年代の子などの合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合、その子などの合計所得金額に応じて段階的に控除額が規定されます。

資料の表を用いて説明させていただきます。

この表は、大学生年代の子などを持つ親などが個人住民税の算定において受けることができる控除額の表であります。横軸の数字は大学生年代の子などの収入で、上段が収入金額、下段括弧内は合計所得金額を表示しております。それぞれの合計所得金額に応じてその子の親などが受けられる個人住民税の控除額を下の欄に示した表であります。

改正前では、特定扶養控除は大学生年代の子などの合計所得金額が括弧内の48万円以下とされています。改正後では10万円増えまして、58万円以下は扶養親族となり、親などの個人住民税において控除額45万円が控除されます。また、改正後は、大学生年代の子などの合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合、扶養の対象外となりますが、特定親族特別控除として段階的に控除額45万円から3万円までの額が親などの個人住民税において控除される規定が新設されます。

19ページをお願いします。

この改正に伴い、控除に係る規定等について控除の名称を追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正箇所は、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3であります。

施行日は令和8年1月1日であります。

次に、3、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正でございます。

加熱式たばこの税負担水準は、紙巻きたばこの税負担水準よりも低い状況であることを踏まえ、国のたばこ税において税の負担差を解消するため、課税方式の見直しが行われます。これに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しが行われることになり、当分の間、加熱式たばこの区分に応じ、重量により紙巻きたばこの本数に換算する課税標準の特例が講じられ、これに伴い所要の改正を行うものであります。

条例の改正箇所は、附則第16条の2の2であります。

また、施行日は令和8年4月1日であります。

以上が税務課が所管いたします甲斐市税条例の一部改正の件の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたら、お願いいたします。質疑はございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） ちょっと1点お伺いしたい。

これ先ほど大学生でお子さんがいて、これは同居していなきゃいけないとかそういうことなんですか。ちょっと教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） 同居は要件に入っておりませんので、同居していなくても控除を受けることができます。

○委員（金丸幸司君） ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 今回のこの特別控除なんですけれども、今までなかったということなんですけれども、こういう形で金額によって控除額がだんだん変わっていくというんですけれども、これはやはり大学生とかそういう方たちにも働いて税金を納めてもらうじゃないんですけれども、いろいろな形で金額がこう出ていると思うんですけれども、今まで何でなかったのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） お答えいたします。

今までなかったものですから、今回の税の改正に伴いまして、大学生がアルバイトなどの収入を得て扶養の範囲を超えてしまいますと、親側に控除がなくなってしまうということで負担がかかってしまうという面がございまして、それでこの制度が創設されたものでござい

ます。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） そういう趣旨で多分なっているとは思いますが、でも実際問題として、僕自分が大学時代にバイトして親にお金を申告したことは1回もなかった。昔ですけれどもね。今はどうか分かりませんが、子供たちがちゃんと源泉をもらってしっかり仕事をしているんだったらあれですけれども、そこまでしっかりできるのかなというのが1つ疑問点があるんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） お答えいたします。

アルバイト収入でも源泉徴収票の発行が義務づけられていますので、それで金額などはっきり分かりますので、そういうものが市役所のほうにも事業所のほうから送付されて参りますので、金額は把握できるようになっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（保坂 康君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 扶養の限度額を超えたら段階的にというところなんですけれども、特定扶養控除から特定親族特別控除に移行する手続なんかは市民の方に発生するのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） 市民の方の手続についてお答えいたします。

給与所得の方でありますと事業所のほうへ届出をしていただきまして、扶養親族であるとか新しい控除の対象であるとかそういう届を事業所にさせていただく必要がございます。また、給与所得ではなく自営業の方などですと、確定申告の際に申告をしていただく必要がございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。これたしか例の国のやってる103万円の壁の関係で働き控えとかってさっきも言っていたんですけれども、これあくまで所得税の関係での問題だと思うんですけども、先ほど社会保険の関係の扶養というのに関わってくるんですかね。あわせて

ちょっと。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） 今おっしゃるとおりで、こちらは所得税や住民税の、条例に関するものは住民税に関するものなのですが、住民税は今回新しい創設のものと扶養の要件が48万円から10万円上がって58万円になったというのと、あと給与所得控除額の最低保証額が10万円上がって55万円から65万円になったというようなものがありまして、それ以外に所得税のほうもそれに加えた基礎控除の引上げなどもございますが、今回のこの中には社会保険料の要件などについては入っておりません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第50号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第63号 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

森澤アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（森澤篤史君） どうもお疲れさまでございます。

それでは、アセットマネジメント推進課からは、議会議決を必要とします契約についてご説明申し上げます。

議案の61ページをお願いいたします。

議案第63号 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件につきましては、多数の利用者が集う双葉ふれあい文化館におけるつり天井の耐震化を行うことで、利用者の安全性を確保することを目的とした工事の請負工事の締結についてであります。

契約の目的は、双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）。

契約方法は、一般競争入札による契約となります。

消費税を含んだ契約金額は、1億7,985万円であります。

契約の相手方は、甲信建設工業・中込建設双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）共同企業体。代表者は甲信建設工業株式会社代表取締役飯室祐一氏で、住所地は甲斐市西八幡4362番地であります。

次に、提案理由でございます。

この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出させていただいた理由でございます。

続きまして、入札執行の経過についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議会資料の49ページのほうをお願いいたします。入札経過をご覧ください。

入札執行の公告につきましては、7月9日水曜日に屋外掲示場及び公式ウェブサイトにより公告しております。入札参加の受付期間は、公告日から7月16日水曜日までの8日間とし、入札を7月24日木曜日に執行いたしました。

中段の議会議決案件の表をご覧ください。

入札参加条件等につきましては、特定建設工事共同企業体（2者）とし、主な入札参加条件としましては、代表構成員は山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が800点以上の事業者であること。また、構成員は市内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が600点以上の事業者であることといたしました。

表の一番右側になりますが、本件の応札者は甲信建設工業・中込建設JV及び中村建設・樋川建築JVの2つの共同企業体であり、入札の結果、価格が最も低かった甲信建設工業・中込建設JVを落札候補者として、入札後に資格要件審査を行い、適格と認められたため落札を決定をいたしました。

表の中ほどになりますが、予定価格は税抜き金額1億6,580万円、落札金額は税抜き金額で1億6,350万円、契約金額は税込み金額で1億7,985万円であります。落札率であります。税抜き金額の予定金額と落札金額を比較し230万円の削減となり、98.6%の落札率であります。入札結果により、8月1日金曜日に仮契約を締結し、本議案の議会議決後に本契約に移行いたします。

なお、工期につきましては、議会議決日の翌日から令和8年7月31日金曜日までを予定しております。

以上が議案第63号 双葉ふれあい文化館天井耐震化工事（明許）請負契約締結の件についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 初歩的なことで悪いんだけども、工事の内容というか、絵がよく見えないんだけども、どんな工事になるわけですか。

○委員長（内藤久歳君） 大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 工事の概要について説明させていただきます。

今回、つり天井の特定天井という天井の改修工事になりまして、場所的には双葉ふれあい文化館の真ん中の共有部分でありますエントランス、あと左に入ったホールとそのホールに付随するロビー、この箇所の天井の改修面積1,194平米の天井を改修する工事となっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） この工事金額が1億7,900万ということで、まるめて。議決案件は1億5,000万以上でしたっけね。

○委員長（内藤久歳君） 森澤課長。

○アセットマネジメント推進課長（森澤篤史君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） この1億5,000万というのは税込み金額でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 森澤課長。

○アセットマネジメント推進課長（森澤篤史君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 来年の8月までの工期ということですよ。

〔「7月」と呼ぶ者あり〕

○委員（小澤重則君） 7月ですか。大分長い期間なんですけど、この間の使用は一切できないということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） この工事の期間につきましては、ホールのほうは使用ができません。あと双葉ふれあい文化館の中に貸館をしている和室、リハーサル室、会議室、視聴覚室というところがあるんですが、そちらのほうは貸し出しが可能となっております。以上です。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 指定管理をしていると思うんですが、指定管理者との関係性というか、それはどうなっているんでしょう、金額にしても。

○委員長（内藤久歳君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 現在、指定管理をしていただいている公益財団法人やまなし文化学習協会というところが指定管理をしております。こちらのほうと協議を行いまして、今年度につきましては、当初の計画がこの工期が10か月になっていまして、3月に事業を組んでいたんですが、入札のほうが遅れてしまったということで、ちょっと事業の変更を指定管理者と協議を行いながら事業のほうは今年度実施してまいりました。一応、来年度につきましては、指定管理の期間が今年度に終わるということもありまして、現在募集を今月行っている状況なんですけど、その工事の概要も説明に入れた中で募集を行っている状況で

す。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） ちょうど指定管理の切り替え時期ということですね。それで新しく業者を決めて、その中でやっていくということですね。

明許になっていますが、遅れた原因は予算不足か何かの金額のことで遅れたんでしょうか、入札。

○委員長（内藤久歳君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 今回2度の入札の取りやめがありました。こちらのほうで積算の中で物価の高騰及び実勢価格の反映をちょっとしていなかったようなこともありまして、6月に増額補正をさせていただいての入札という形で今回業者のほうが決まった次第です。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 丁寧な説明ありがとうございました。どうも。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（小澤重則君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第63号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第48号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 改めまして、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、人事課から、議案第48号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、条例改正の提案理由を議案書で説明させていただきまして、その後改正内容について議会資料で説明をさせていただきます。

それでは、最初に、議案書の14ページをお願いいたします。

それでは、議案書の14ページ、甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。提案理由につきましては、次の15ページの下段にありますとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備する必要があるため改正をお願いするものであります。

なお、この改正後の条例は、10月1日の施行を予定しております。

続きまして、改正内容を議会資料で説明させていただきますので、議会資料の8ページをお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。議会資料の8ページになりますが、甲斐市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表になります。

まず、第17条第1項第2号の部分休業をすることができない職員におきまして、これまでは非常勤職員である会計年度任用職員にあっては、年間の勤務日の日数が121日以上かつ勤務日ごとの勤務時間が6時間15分以上の職員でなければ部分休業が取得できませんでした。改正後は、勤務時間の制限がなくなりまして、年間の勤務日数が121以上の会計年度

任用職員であれば部分休業が取得できるよう制度を拡充するものであります。

次に、第18条の部分休業の承認になりますが、これまで部分休業を取得するに当たっては、1日につき2時間以内として、勤務時間の始業からまたは終業までの時間に限られていましたが、改正後は1日の勤務時間の中でいつでも取得できるよう改正するとともに、この部分休業を第1号部分休業と呼ぶ改正を行うものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

第18条の2から10ページの第18条の4までにかけてになりますが、今ほど説明しました第1号部分休業とは別に、新たに第2号部分休業制度を設けるものであります。第2号部分休業制度の内容につきましては、10ページの中段にあります第18条の4になりますが、1年度を通じて正職員は77時間30分、会計年度任用職員にあつては1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を上限にいつでも部分休業が取得できる制度であります。

今回、この第2号部分休業制度を追加することで、今後子育てを理由に部分休業したい職員は、第1号または第2号のどちらかを選択できるようになります。家庭環境に応じた部分休業を取得することで、子育てと仕事の両立に役立てていただけるかと考えております。

続きまして、第18条の5の追加になりますが、こちらは第1号と第2号の部分休業を年度途中に変更した場合、認める理由について追加するものであります。

また、第19条の改正につきましては、部分休業の根拠法令を追加するものであります。

次の11ページをお願いいたします。

第20条の改正になりますが、部分休業の承認の取消し事由については、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定を準用する内容に改正するものであります。

以上が甲斐市職員の育児休業等に関する一部改正の説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） こういう形で働き方改革じゃないですけども、こういう部分休業ができて仕事が十分にできるというふうな多分いい方向に行っているとは思んですけども、これをやることによって甲斐市の場合どのくらいの方がこれに適合するかというふうなのは分かりますでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 令和7年度現在の職員の対象で言いますと、57人が小学校の就学前の子供を養育している職員ということですので、この57人は必ずなんですけど、ただ配偶者が民間企業に勤めていて、そこで例えば子供を扶養しているというところまでは把握できていませんので、あくまでも職員がお子様を扶養しているという範疇の中での数えた数字になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（保坂 康君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 1点お願いします。

就学前のお子さんを育てている職員の方でということなんですけれども、その就学前のお子さんが複数人いた場合というのは、例えば部分休業における正規の職員の方だと77時間30分、これが掛ける子供の数とかになるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 1人につきということでもいいんですね。

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時09分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

小林部長。

○総務部長（小林一三君） すみません、確認させていただきますけれども、若尾議員さんからのご質問につきましては、今回の条例の改正の第18条の4ですが、人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間、これが取得時間。職員1人が取得する時間を定めております。その中で、第1号として非常勤職員以外の職員、これは正職員のことを言っております。正職員1人に対して77時間30分までが年間に対して取得する上限となっております。

2号については、これは非常勤職員ですので、いわゆる会計年度任用職員のことを規定し

ております。1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間ということで、77時間30分が大体フルタイムによる会計年度任用職員の時間ですので、年間の時間で換算しますと75時間が上限ということで定めております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（若尾彰子君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ほかになければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第48号を終わります。

次に、議案第49号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 引き続き、よろしく願いいたします。

人事課から、議案第49号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

初めに、条例改正の提案理由について説明をさせていただきますので、議案書の16ページをお願いいたします。

甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正になりますが、提案理由につきましては、次のページの17ページの中段にありますとおり、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定を整備する必要があるため改正をお願いするものであります。

なお、この改正後の条例は、10月1日の施行を予定しております。

続きまして、改正内容を議会資料で説明させていただきますので、議会資料の13ページをお願いいたします。

議会資料の13ページ、甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表になります。

まず、第15条の3におきまして、介護両立制度の申告、請求または申出の略称規定である請求等が、これまでは次条のみに使われていましたが、条例改正に伴い複数個所で使われることになったため、「次条において」を「以下」に改めるものであります。

次に、新たな17条としまして、「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」を追加いたします。追加する内容につきましては、第1項から次の14ページの第3項までにかけてとなりますが、妊娠、出産を申し出た職員や3歳以下の子供を養育する職員に対しては、仕事と育児を両立させるための支援制度としまして、育児休暇や部分休業、子の看護等休暇などがあることを周知するとともに、制度の利用確認を行わなければならない規定を設けるものであります。

次に、15ページをお願いいたします。

新たな17条を追加したことで、これまでの第17条及び第18条をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第18条、第19条とする改正を行うものであります。

以上が甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の説明となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど働き方改革に関連して、出産とか育児とか介護を理由にしてなるべく離職をなくそうというのがあれなのかなというふうに思うんですけども、これは申

出を、さっき言った3歳未満でしたっけ。

〔「3歳以下ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員（金丸幸司君） これ申込みをして、意向調査というのは何かどういうふうにするんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 当然、妊娠をしたり、子どもが生まれたということであれば、人事課のほうに報告がありますので、その際に説明をしたりするというようなことで、それ以前に当然職員へはこういった制度がありますよというのは全職員には周知をしますけれども、具体的な制度内容の説明をというのは、そういった具体的な事例が、妊娠とか子育てという段階での説明になるかと思います。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 過去に育児とか介護を理由に離職されたという方はいたんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 毎年、子育てに専念をしたいという理由で退職される方はいました。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） こういうのは、先ほどもあったように、条例改正したんで、今後はより育児がしやすい環境というか、休みが取りやすい環境になったと思うので、これがちゃんと浸透すればいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

安倍委員。

○委員（安倍健治君） 先ほどの子育てのあれも、これもそうなんですけれども、申出とかしやすい状況にはあるんですか。申出しにくい人とかもいたりとかそういうところの対応とかというのは何かしたりしているんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 多分そういうことはないと思います。その理由なんですけれども、妊娠とか子育てをする職員同士のネットワークみたいなものがやはりありますので、逆に私たちよりも先にそういった経験のある職員から情報を知り得て、こういった制度を使いたいけれどもというような事前に相談があるケースもありますので、結構職員のほう、女性の方なんかは特にこういった制度というのは理解している人が多いかなと感じております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、先ほど言ったように、妊娠とか出産でも勤務しやすい環境になるんですけれども、甲斐市のほうではあれですかね、例えば本人がテレワークを望んだ場合には、そういうことも可能なんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） これまでは、子育てとかちょっと体調が悪いからということでテレワークというのは認められませんでした。テレワークというのは、職務に専念しないとならない、自宅でも出先でも職務に専念しないといけないという地方公務員法のルールだったんですが、今度は法律の改正に伴いまして、その辺は国も柔軟に対応していいということで、テレワークも対象になってまいりました。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第49号を終わります。

これで条例審査等を終わります。

続きまして、補正予算審査を行います。

議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）及び議案第66号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） はい、それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より、本常任委員会が所管する人件費について一括で説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

人件費の補正につきまして説明をさせていただきます。

初めに、職員全体の補正概要について説明をさせていただき、その後総務常任委員会の所管の補正内容について説明させていただきます。

初めに、定例市議会資料の48ページをお願いいたします。

定例市議会資料の48ページ、令和7年度9月補正予算人件費明細表になります。

今回の補正の理由であります。本年1月1日時点の職員配置により編成していました当初予算の人件費を4月1日の定期人事異動を踏まえた予算に調整するとともに、自己都合により退職した職員がいたため、その職員の人件費の減額、また定期昇給に伴う職員給与の増額などを併せて行うものであります。

それでは、職員数から説明させていただきますので、一番上の表をご覧ください。

当初の正職員数であります。本年1月1日時点の職員数に定年退職者や普通退職予定者、新規採用者などを考慮し、定員適正化計画どおりの職員総数493人の確保を見込んでおりました。しかし、普通退職者が予定していた4人を大きく上回る18人発生し、採用試験の補欠合格者を繰り上げたものの11人が補充できなかったことに加え、今年度に入ってから自己都合による退職者が3人出たことによりまして、9月1日現在における職員数は、当初の計画よりも14人少ない479人となっております。

次に、再任用職員の職員数であります。当初の職員数と変更はありません。

次に、会計年度任用職員の職員数であります。産休職員の代替としまして当初から2人を増員しております。

続きまして、職員別の補正額について説明させていただきますので、真ん中の正職員の表をご覧ください。

まず、正職員の2節給料につきましては、昨年度末に普通退職者が多く発生したことで、

当初予算どおりの職員数が確保できなかったため、その確保できなかった職員の給料と今年度に入ってから自己都合により退職した職員の給料を減額するほか、定期昇給に伴う給料の増額などの調整を行いまして、合計で6,552万8,000円を減額するものであります。

3節の職員手当等及び4節の共済費につきましても、同様の理由から職員手当等の合計として7,087万1,000円、共済費の合計として1,204万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

27節の操出金につきましては、児童手当の支給対象となる職員の異動に伴いまして、公営企業会計への操出金を2万7,000円減額するものであります。

なお、正職員の全会計における人件費の補正額の合計は、一番右端にありますとおり1億4,847万4,000円の減額となっております。

次に、その下の再任用職員の補正額であります。こちらは1日当たり7時間30分の勤務を行う予定であった再任用職員が、家庭の事情によりまして6時間勤務に変更となったため、その差額となる2節給料から3節職員手当等までの合計として229万7,000円を減額するものであります。

次に、一番下の会計年度任用職員になりますが、不足している保育士や放課後児童支援員などを年度当初から募集していますが、募集人員に対して全員が確保できていないため、既に経過した4月から7月までの人件費として1節報酬から通勤手当である8節旅費までの合計3,132万円を減額するものであります。

以上が職員全体の人件費に関する補正概要の説明であります。

引き続き、資料が変わりまして9月補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

9月の補正予算説明書の14ページ、15ページ、総務常任委員会が所管いたします人件費に関する補正内容となりますので、説明を続けさせていただきます。

補正の理由につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、人事異動に伴う職員の配置換えによる各予算科目間の調整や普通退職した職員の補充ができていないことによる給料の減額及び定期昇給に伴う増額などを行うものであります。

それでは、予算科目ごとの補正額を説明させていただきます。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。001議会事務局職員費につきましては47万6,000円の減額であります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員

費につきましては7,487万3,000円の減額であります。002総務管理関係会計年度任用職員等費につきましては419万円の減額であります。006再任用職員費につきましては229万7,000円の減額であります。

また、7目支所及び出張旅費の003敷島支所関係職員費につきましては3,245万6,000円の減額、また005双葉支所関係職員費につきましては1,549万2,000円の減額であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

同じく総務費の9目交通安全、防犯対策費の002交通安全対策関係会計任用職員等費につきましては1万8,000円の増額であります。

次に、同じく総務費の2項徴税费、1目税務総務費であります。001税務関係職員費につきましては1,069万2,000円の増額であります。

18ページ、19ページをお願いいたします。

下の表になりますけれども、同じく総務費の6項監査委員費、2目監査委員事務局費であります。001監査委員事務局職員費につきましては736万6,000円の増額であります。

以上が総務常任委員会が所管いたします人件費の補正に関する説明となります。ご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○委員長（内藤久歳君） それでは、会議を再開いたします。

次に、政策戦略課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

田中政策戦略課長。

○政策戦略課長（田中貴則君） お疲れさまです。

政策戦略課の補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、補正予算（第3号）になります。

補正予算説明書14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきまして、補正前の額9億6,372万7,000円に5,000万円の減額をお願いし、予算額を9億1,372万7,000円とするものであります。財源内訳は、国県支出金7,000万円の減額及び一般財源2,000万円の増額でございます。内容につきましては、15ページ説明欄ナンバー007甲斐市地域公共交通事業の減額であり、山梨交通敷島営業所から山梨大学医学部付属病院線までの自動運転サービスの実走を目指します自動運転EVバス実証運行に係る経費となります。

この自動運転EVバスの実証運行につきましては、現在実証実験を実施しているところありますけれども、今年度の当初予算では事業費を1億5,000万円として補助率10分の10の国の補助金を活用して実施する予定でありました。しかしながら、国の補助金交付要綱が改正されまして、本事業一般支援事業の事業費の上限額が1億円となり、また補助率が10分の10から5分の4になりました。これによりまして、補助金の交付決定額が限度額となる8,000万円になったことから、事業費を5,000万円減額し、併せて財源内訳を変更するものであります。

続きまして、補正予算（第4号）になります。

追加議案（初日）のフォルダー内にあります補正予算説明書になります。

10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきまして、補正前の額9億1,372万7,000円に3,134万9,000円の増額をお願いし、予算額を9億4,507万6,000円とするものであります。財源内訳は国県支出金1,358万円、地方債930万円、一般財源846万9,000円であります。

説明に入ります前に、今定例会の市長の所信にございましたとおり、本市、株式会社サンリオ、株式会社辻信太郎記念館の3者は、地域活性化等に関する包括連携協定を9月2日に締結したところであります。本協定に基づきまして、産・学・金などと連携する中、幅広い関係機関から意見をいただきながら、地域活性化に資する事業展開を図るための体制構築として、いわゆるプロジェクトを今後設立して取組を推進してまいりたいと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

11ページをお願いいたします。

説明欄ナンバー016地方創生事業として、先月20日の総務常任委員会でご説明いたしまし

た赤坂ソフトパーク内起業地市有財産活用事業におけるサンリオ社のミュージアム開業支援について、国の新しい地方経済生活環境創生交付金の内示があったことに伴いまして、関連経費を増額するものであります。

内容につきましては、市民が自由に集える場としての居場所を提供するため、市有地内を整備するものであり、樹木の伐採・伐根業務委託、盛土部分の粗造成工事や小屋の解体に係る経費、また赤坂台エリアの地域資源を生かした基本構想の策定業務並びに包括連携協定に基づくイベント開催など運営に係る経費を増額するものであります。

以上で政策戦略課の補正予算の内容を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） すみません、最初の公共交通のところなんですけれども、全体として予算額も減っているということなんです、今年度の当初の事業の計画に影響はあるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 田中課長。

○政策戦略課長（田中貴則君） 今年度の事業の計画に変更はございません。5,000万円の減額につきましては、当初想定していた車両のラッピング経費ですとか、車庫の整備の費用、また全てのバス停の看板を取り換えるための費用ですとか、バスのチューニング時の後続車等に係る人件費など幅広くちょっと事業費を見直しまして、5,000万円減額したということになりまして、事業自体に影響はございません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より、9款消防費、1項消防費について説明をお願いいたします。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 改めまして、おはようございます。お疲れさまでございます。

防災危機管理課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の34ページ、上段をお願いいたします。

9款消防費、1項消防費について、今回2件の増額補正をお願いするものであります。

初めに、3目消防施設費につきまして、216万7,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳は、防災対策事業債160万円及び一般財源56万7,000円でございます。

内容につきましては、35ページ説明欄上段、ナンバー003消防施設整備費で大久保地内に設置しております防火水槽について、大久保自治会から、道路と水路の脇から水がしみ出ており、この原因が防火水槽ではないかと問い合わせをいただきました。現地を確認したところ、設置時期は不明であります。相当な年数が経過しコンクリートの劣化によるひび割れや底部の劣化箇所から地中を通じて道路へ水漏れが発生していることが判明いたしました。このため、早期に改修する必要がありますので、増額補正をお願いするものであります。

続きまして、34ページに戻っていただきまして、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費につきまして11万7,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳は、全額一般財源であります。内容につきましては、35ページ説明欄、ナンバー001防災対策計画推進費で、国民保護協議会の開催に伴う委員1回分及び幹事2回分に支給する報酬について増額補正をお願いするものであります。

以上が防災危機管理課の補正予算の内容となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 大久保の防火水槽というのは、道路脇にある池みたいなやつですか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 場所につきましては、大久保公民館の敷地内にある防火水槽となっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 防火水槽が老朽化しているということなんですけれども、市内にはこういう地下に防火水槽みたいのがついてる、それ何か点検とか、今後そういったこともしていくのか、ちょっとその辺聞かせてください。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうにつきましては、消防団のほうで定期点検を行っておりますので、そのときに確認のほうをしていただいているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課より、2款総務費、2項徴税費の説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） 大変お疲れさまでございます。税務課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

16ページ中段、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正前の額7億503万7,000円に800万円の増額をお願いし、合計7億1,303万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、17ページ説明欄の014市税還付金でございます。年度末までに不足額が生じる見込みとなり、増額補正するものであります。増額の理由につきましては、

修正申告による過年度の個人住民税の還付が高額になったためでございます。

これで税務課の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、財政課より、13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

財政課がお願いいたします補正予算（第3号）の歳出につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の40ページ、41ページをお願いいたします。

下段になりますが、13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、001財政調整基金積立1億5,613万9,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。財政調整基金につきましては、今回の積立てにより、現時点での年度末現在高見込額は38億3,608万8,000円という状況であります。

以上が財政課がお願いいたします一般会計補正予算（第3号）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

財政課より、15款国庫支出金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算（第3号）の補正額7,034万1,000円の財源となります歳入予算についてご説明いたします。

議案関係フォルダー内の令和7年9月補正予算説明書、8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、8節介護保険負担金1万1,000円の増額につきましては、高額医療合算介護サービスの給付増加に伴い、低所得者保険料軽減負担金を増額するものであります。

次に、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,534万4,000円の増額につきましては、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたとして、国が2名を認定したことに伴う被害者への救済給付金が国から全額交付されるものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3,768万1,000円の減額につきましては、まず物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和7年度予算一般会計予備費が閣議決定され、交付金の追加額が示されたことに伴い、エネルギー価格の高騰の影響を受けている生活者を支援するため、脱炭素社会推進事業における市単独事業の省エネルギー住宅等普及促進事業の当初予算計上分と、今回増額補正分に充当するものであります。

社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、令和7年5月26日から1年を経過した日までに振り仮名の届出がなく、振り仮名の記載のない戸籍について、仮の振り仮名を市町村長の職権により記載するための戸籍情報システムの改修に係る経費について、補助金の交付決定を受けたことに伴い増額するものであります。

次の、マイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、申請者及び更新者の増加による通信運搬費の増に係る補助金を増額するものであります。

次の、地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、自動運転バスの実証運行に係る補助金の交付決定に伴い減額するものであり、当初予算において補助率10分の10で見込んでおりましたが、国の要綱改正により補助率が5分の4となり、交付決定に併せて減額するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1,605万5,000円の増額につきましては、まず子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修等に係る子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金の国民健康保険分と、後期高齢者医療分をそれぞれ増額するものであります。

次の地域診療情報連携推進費補助金につきましては、マイナンバー保険証を活用した地方単独の重度医療費助成、子ども医療費助成及び独り親医療費助成に対応するためのシステム改修に係る経費について、補助金の内示を受けたことに伴い増額するものであります。

9目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金9万円、2節中学校費補助金35万8,000円の増額につきましては、理科備品等の購入に係る国からの交付決定に伴い、補助率2分の1の理科教育設備整備費等補助金を計上するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金104万円の増額につきましては、マイナンバーカードと在留カード等の一体化に係る専用記録端末の購入費に係る国からの交付決定に伴い、中長期在留者住居地届出等事務委託費を増額するものであります。

次に、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金37万2,000円の増額につきましては、令和7年度の税制改正によるシステム改修経費に係る年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金を増額するものであります。

次に、16款県支出金であります。1項県負担金、2目民生費県負担金、7節介護保険負担金5,000円の増額につきましては、高額医療費合算介護サービスの給付増加に伴い、低所得者保険料軽減負担金を増額するものであります。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金154万5,000円の増額につきましては、当初予算において補助率2分の1で計上しておりましたが、補助率3点の2の事業採択を受けたことにより、結婚新生活支援事業費補助金を増額するものであります。

次に、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金125万2,000円の増額につきましては、猫の不妊去勢手術に係る県補助事業が今年度も継続となったことに伴い、猫不妊去勢手術費補助金を増額するものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金75万円の増額につきましては、甲斐市もも・すもも生産拡大支援事業として、農家の物価高騰対策支援に係るもも・すもも生産拡大支援事業費補助金を計上するものであります。

次に、7目土木費県補助金、1節土木費補助金1,330万円の増額につきましては、甲斐市子育て世帯住宅取得支援事業、甲斐市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業として、子育て世帯、新婚世帯が取得する住宅及び県のやまなしK A I T E K I住宅認定を受けた住宅の取得にかかる人口減少危機対策住宅取得支援事業費補助金を計上するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

次に、21款諸収入であります。5項1目雑入、4節労働費雑入110万円の増額につきましては、令和4年度移住支援事業補助金の受給者が交付申請日から3年未満に市から転出し、全額返還を受けたこと、また令和3年度移住支援事業補助金の受給者が交付申請日から5年未満に市から転出し、半額返還を受けたことにより、甲斐市移住支援事業補助金返還金を増額するものであります。

次に、22款市債であります。1項市債、1目総務債、4節公共施設等適正管理推進事業債720万円の増額につきましては、釜無川レクリエーションセンター解体工事設計業務に係る経費に充当するため増額するものであります。

次に、8目消防債、3節防災対策事業債160万円の増額につきましては、大久保地区受水槽改修工事に係る経費に充当するため増額するものであります。

次に、9目教育債、1節学校教育施設等整備事業債1,800万円の増額につきましては、敷島北小学校受変電設備新設工事に係る経費に充当するため増額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書の43ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの列、令和7年度中の起債見込額の補正額にありますとおり、今回の補正で2,680万円を増額しますと、右隣の本年度の起債発行見込額は34億1,340万円となり、一番右の列にありますとおり令和7年度末の現在高は210億5,697万4,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明となります。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

○財政課長（伊藤 敦君） 失礼しました。

続きまして、一般会計補正予算（第4号）の補正額7,534万9,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

追加議案（初日）の中にありますファイル名、補正予算説明書になります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金1,358万円の増額につきましては、赤坂ソフトパーク内の市有地造成、伐採及び(仮称)赤坂台エリア基本構想策定業務等に係る経費の補助金の内示に伴い、新しい地方経済生活環境創生交付金を増額するものであります。

7 目土木費国庫補助金、1 節土木費補助金2,200万円の増額につきましては、赤坂ソフトパーク 1 号線道路改良工事に係る経費の補助金の内示に伴い、新しい地方経済生活環境創生交付金を増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。1 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰入金1,426万9,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源不足分を繰り入れるものであります。

なお、財政調整基金の補正予算（第 4 号）時点での令和 7 年度末現在高見込額は38億2,181万9,000円という状況であります。

次に、22款市債であります。1 項市債、1 目総務債、3 節一般補助施設整備等事業債930万円の増額につきましては、地方創生事業における赤坂ソフトパーク内の市有地造成、伐採等に充当するため増額するものであります。

7 目土木債、6 節公共事業等債1,620万円の増額につきましては、道路新設改良事業における赤坂ソフトパーク 1 号線測量設計及び道路改良事業に充当するため増額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

この表は、先ほどご説明いたしました補正予算（第 3 号）の増額を含めた表となります。左から 4 列目、補正前の額の一番下段合計のとおり、補正前の起債見込額34億1,340万円に今回の補正額2,550万円を増額しますと、本年度の起債の発行見込額は34億3,890万円となり、一番右の列にありますとおり、令和 7 年度末の現在高は210億8,247万4,000円となる見込みであります。

以上が補正予算（第 4 号）の歳入予算の説明であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これで歳入の質疑を終わります。

これより議案第53号の討論、採決を行います。

まず、本案にする討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

次に、議案第66号の討論、採決を行います。

まず、本案にする討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第66号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

初めに、私から1点お願いいたします。

本日お手元に総務常任委員会と各種団体との意見交換会の実施について通知を配付させていただきました。通知に記載のとおり、今年度は意見交換会実施の年度となりますことから、委員各位には実施団体とテーマについてご検討をお願いいたします。検討結果につきまして、10月に開催予定の本常任委員会で報告いただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

次に、委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分